資料7

地域森林計画樹立及び変更(案)に対する意見等

令和元年12月3日 福島県森林計画課

「地域森林計画樹立及び変更(案)に対する意見等」

1 森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)の結果

(1) 縦覧及び意見募集期間 今和元年10月18日~11月17日(31日間)

(2) 意見の要旨及びその処理案 意見はありませんでした。

2 関係市町村長 別紙1のとおり。(3件) 〔森林法第6条第3項に基づく意見聴取〕

3 関東森林管理局長 意見はありませんでした。〔森林法第6条第3項に基づく意見聴取〕

4 東北経済産業局長 意見はありませんでした。〔関係機関及び他部局との調整〕

5 **県の関係部局** 別紙2のとおり。(1件) 〔関係機関及び他部局との調整〕

6 森林審議会委員からの事前意見等 別紙3のとおり。(5件)

【参考】根拠法令等

森林法 第6条 [略]

- 2 [略]当該地域森林計画の案に意見がある者は、[略]知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
- 3 [略]知事は、「略]当該地域森林計画の案について、<u>都道府県森林審議会</u>及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。 「略]国有林があるときは、「略]併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

森林計画制度の運用について(平成3年7月25日付け 3林野計第294号)

別紙1 IV 森林計画に関する本法の運用と、多面にわたる他の行政分野との調整に関し、以下の点に留意されたい。(略)

森林法の運用について(昭和37年11月14日付け 37林野第2349号)

1 森林法(以下「法」という。)第5条の規定により、地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。

別紙1

番号	対象計画区・項目	意 見 等	回 答 ・ 対 応
1	「阿武隈川」P25 Ⅱ 計画事項 第3 森林の整備に関する事 項 3 間伐及び保育に関する 事項	〈郡山市〉 「なお、間伐等による伐採・搬出については、林床植生の生長促進を通じて拡散抑制効果もあることから~」とありますが、何の拡散抑制効果を表しては、付け、付け、大体には、大体には、大体には、大体には、大体に進生の生長促進を通じて拡散抑制効果もあることから、技術開発や知見の集積を図り、地域の実情に応じた適正な施業に努めるものとします。」 文意が不明です。放射性物質対策の事でしょうか。	
2	「阿武隈川」P54 別表3 林道の開設及び拡張 に関する計画	<郡山市> 郡山市の日山源田線において、法面が崩壊し、土砂の流出が続く箇所について、復旧のための事業(林道改良)を実施したいため、備考に「局部改良」を追加願います。	<森林計画課> 令和3年度での実施予定のため、来年度の地域森林計画変 更で対応します。
3	「阿武隈川」P97 参考資料1森林計画区の概要 (1) 市町村土地面積及び 森林面積	<伊達市> 市町村別土地面積及び森林面積の伊達市の国有林面積について、表中では513haとなっていますが、平成30年度福島県森林・林業統計書では515haとなっています。どちらのデータを採用するのかご教授願います。	<森林計画課> 国有林面積については、関東森林管理局より情報提供を受け面積を記載しております。直近では513haとなります。

別紙2

番号	対象計画区•項目	意	見	等		口	答	•	対	応
1	森林計画制度について 阿武隈川 奥久慈 会津 磐城	福島県国土利用月策定、平成25	する計画 計画 (第 年3月改 区成14年	第5次)(平成22年12 対訂)及び福島県土地 F3月策定、平成25年	します。	月計画	及び福	畐島 県	! 土地	利用計画について記載

別紙3

番号	対象計画区•項目	意	見	等	回答・対応
1	「阿武隈川」P7 I 計画の大綱 3 計画樹立に当たっての基本 的な考え方 (4) 持続可能な林業経営の確 立	〈藤野正也会長〉 (4) 持続可能な見出しはこのよう出しに続く文章で出した。 出しに続く文章ではという言葉は出「効率的かつ安定」の言葉でも良いの合しているのが良い。	林業経営(うになって は「持続〒 てきませ、 りな林業/ ですが、「	いますが、この見可能な林業経営」 し、出てくるのは 経営」です。どちら 見出しと文章が整	〈森林計画課〉 以下のとおり修正します。 「・・・効率的かつ安定的な林業経営の確立を目指すものとします。」 ↓ 「・・・持続可能な林業経営の確立を目指すものとします。」
2	「阿武隈川」 P.18 Ⅱ 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採に関する事業(間伐に関する事項を除く。) (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 イ 伐採における留意事項	<藤野正也会長> イ 伐採におけ の伐採面積」bには を20ha以下とし、」。 えてください。	る留意事』 は「1箇所当		<森林計画課> 森林法施行規則第38条、「植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準」により記載しています。
3	「阿武隈川」 P.35 Ⅱ 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 6 委託を受けて行う森林の 施業又は経営の実施、森 林施業の共同化その他森 林施業の合理化に関する 事項 (2) 林業に従事する者の養 成及び確保に関する方針	する方針	ける者の養 び確保」が 言葉は出 育成」とな	確保」、イでは「林っています。 言葉	〈森林計画課〉 以下のとおり修正します。 ア 林業事業体の経営基盤の強化 林業従事者の育成及び確保・・・

番号	対象計画区・項目	意 見 等	回答・対応
4	「磐城」 2枚目 主な変更内容	<藤野正也会長> 林道計画予定地に埋蔵文化財が見つかったとの話ですが、詳細が分かれば教えてください。	<森林整備課> 南相馬市で計画していた林業専用道(唐神3号線)において、埋蔵文化財「寿性寺舘跡(じゅしょうじたてあと)」が当初計画路線にあることが確認され計画路線を変更しました。
5	「阿武隈川」 「奥久慈」 「会津」 「磐城」	<今野万里子委員> <酒井美代子委員> 昨今の台風19号の影響に伴う、治山林道 の計画量の修正は実施しないのか。	〈森林計画課〉 林道事業は、施設災害復旧事業で行うので計画事項ではありません。新たに改良等の路線の変更がある場合は計画が確定した段階で変更します。 治山施設で緊急を要する箇所については、地域森林計画の計画事項の有無を問わず、既に着手しているところです。その他の箇所については、保安林の指定及び計画が確定した段階で変更します。